

別紙2 本調達における設計・開発範囲及び内容

2-1: 機能要件一覧

機能要件一覧の項目について

項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	関連業務流れ図	実現時期		想定情報						
			変更前	変更後			H29.1	H29.7	影響範囲			変更対象ドキュメント			
									要件種別	業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書	

項目	記載内容
項番	案件の纏まりを区別する番号を記載する。案件の纏まり単位で同一の番号とする。
枝番	上記、項番内の枝番を記載する。項番+枝番にて案件を識別する。
件名	案件の名称を記載する。
要件記述	
変更前	設計変更前の要件の内容を記載する。 原則、「○○は、○○の際、○○に基づいて、○○を/に、○○できること。」の形式で記載する。 新規追加の要件の場合、「(変更前の要件なし)」を記載する。
変更後	設計変更後の要件の内容を記載する。 ①業務機能要件、システム機能要件、非機能要件 原則、「○○は、○○の際、○○に基づいて、○○を/に、○○できること。」の形式で記載する。 ②システム仕様 何が満たされていなければならぬかを簡潔に記載する。
変更内容	・具体的な変更内容を簡条書き(①～)で記載する。 ・補足資料で詳細を記載する場合は、参照する補足資料名称を明記する。 また、該当する変更内容欄の番号を補足資料名称の後に記載する。 (例:○～○に関する資料)
関連業務流れ図	案件に関連する業務流れ図のIDを記載する。
実現時期	要件の実現時期を記載する。
想定情報	影響箇所等について、日本年金機構側で想定している情報を記載する。
要件種別	要件の種別を記載する。(業務機能要件、システム機能要件、非機能要件)
影響範囲	
業務共通	業務共通のユースケースに影響があると思われる場合、変更内容欄の該当番号(①～)を記載する。
業務個別	業務個別のユースケースに影響があると思われる場合、変更内容欄の該当番号(①～)を記載する。
基盤	基盤に影響があると想定される場合、変更内容欄の該当番号(①～)を記載し、あるいは変更内容すべてに影響すると思われる場合、「○」を記載する。
変更対象想定	変更対象として想定される代表的な個所を記載する。
要件定義書	要件定義書において、修正が想定される個所を記載する。 なお、業務機能要件及び業務フローについて、DMM_IDの記載がないものは、委託範囲すべてを対象とする。
基本設計書	基本設計書において、修正が想定されるユースケースを記載する。

*:業務個別とは、業務共通から呼び出される業務(適用、徴収)固有の機能の総称

※変更対象想定については、原則、以下の網掛けの部分から記載しているものであり、すべてを洗い出していないので留意すること。

・要件定義書

01. システム概要及び基本方針
02. 各種基礎情報
03. システムの業務機能要件
3.1. 社会保険業務の構成
3.2. 業務機能要件
3.3. 業務フロー
04. ユーザインタフェース要件
05. セキュリティ要件
06. ネットワーク要件
07. ハードウェア要件
08. ソフトウェア要件
09. システム方式要件
10. 外部インタフェース要件
11. 移行要件
12. 運用要件

・基本設計書

1. 外部インタフェース仕様
1.1 外部インタフェース一覧
1.2 外部インタフェース項目一覧
2. 画面仕様
2.1 画面一覧
2.2 画面遷移図
2.3 画面レイアウト及び項目一覧
3. 帳票仕様
3.1 帳票一覧
3.2 帳票レイアウト及び項目一覧
4. 届書仕様
4.1 届書一覧
4.2 届書レイアウト及び項目一覧
5. データ仕様
5.1 ER図
5.2 エンティティ記述
5.3 エンティティ一覧
5.4 データベース仕様
5.4.1 テーブル一覧
5.4.2 テーブル定義
5.5 ファイル仕様
5.5.1 ファイル一覧
5.5.2 レコード・レイアウト
5.5.3 受発信ファイル一覧
6. 機能仕様
6.1 システム機能記述書
6.2 ユースケース一覧
6.3 アクター・ユースケース対応表
6.4 画面・ユースケース対応表
6.5 帳票・ユースケース対応表
6.6 エンティティ・ユースケース対応表
6.7 外部インタフェース・ユースケース対応表
6.8 ユースケース/アプリケーション・パターン対応表
6.9 届書コード・個別ユースケース対応表
6.10 個別・共通ユースケース対応表
6.11 コンポーネント・書務一覧
6.12 ユースケース対応表
8. 基盤仕様
8.1 アプリケーション・パターン
8.2 システム全体構成
8.3 ハードウェア仕様
8.4 ソフトウェア仕様
8.5 ネットワーク仕様
8.6 コンポーネント設計テンプレート
9. 運用仕様
10. セキュリティ仕様

別紙2-1 機能要件一覧

No.	項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	関連業務流れ図	稼働時期		想定情報					
				変更前	変更後			H29.1	H29.7	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
											業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
1	1	1	住基本人確認情報に基づく加入勸奨(20歳到達者の番号紐付情報登録) ※平成28年1月実施(1次開発分)	・システムは、現行システムから20歳到達者の情報を受領した際、年金給付システムから月次で受領する20歳到達者の住民票コード、基礎年金番号及び個人番号に基づいて、番号紐付情報を登録できること。	・システムは、現行システムから20歳到達者の情報を受領した際、月次で、情報システム機構から提供された個人番号と、新規付番された基礎年金番号に基づいて、番号紐付情報を登録できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①現行システムから、20歳到達者に係る基礎年金番号の付番結果(処理通番と基礎年金番号)を、月次の一括処理により受領する。 ②受領した基礎年金番号と、項番0-1「住基本人確認情報に基づく加入勸奨(20歳到達者情報の受入及び20歳到達予定者一覧表の作成)」及び項番0-6「住基本人確認情報に基づく加入勸奨(年齢到達時の適用勸奨)」で情報システム機構から取得済みの個人番号を、処理通番により対応づけて、番号紐付情報を登録する。	N-16-01 N-17-01	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
2	1	2	資格取得時の住基本人確認情報取得(新規資格取得者の番号紐付情報登録)	(変更前の要件なし)	・システムは、資格取得届の処理を受け付けた際、日次で、届出に記載された個人番号と、新規付番された基礎年金番号とに基づいて、番号紐付情報を登録できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①資格取得届の処理によって基礎年金番号が新たに付番された者について、経過管理・電子決裁サブシステムから基礎年金番号の付番結果を、日次で受領する。 ②受領した基礎年金番号と、項番7-1「資格取得時の住基本人確認情報取得(資格取得時の住基本人確認情報取得)」において取得済みの個人番号を対応づけて、番号紐付情報を登録する。	審査新B N-16-01 N-17-01	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
3	2	1	番号紐付情報の異動反映(定期)	(変更前の要件なし)	・システムは、月次で、被保険者・受給権者・待機者の個人番号を住基ネットに送信した際、住基ネットの個人番号情報に基づいて、個人番号が変更されている者に係る変更後の個人番号を取得し、番号紐付情報を更新できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①住基ネットに、月次の一括処理で被保険者・受給権者・待機者の個人番号を送信し、個人番号に変更があった者に係る変更後の個人番号を取得する。 ②取得した変更後の個人番号に基づき、番号紐付情報を更新する。	N-05-01 N-06-01 N-07-01 N-08-01 N-09-01 N-10-01 N-11-01 N-12-01 N-13-01 N-14-01 N-15-01 N-20-01 N-21-01	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
4	2	2	番号紐付情報の異動反映(随時)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、個人番号の変更に係る情報を照会した際、個人番号が変更されている者について、取得した変更後の個人番号に基づいて、番号紐付情報を更新できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①対象となる被保険者・受給権者・待機者の個人番号の入力を受け付ける。 ②住基ネットへ個人番号を送信し、個人番号に変更があった者に係る変更後の個人番号を取得する。 ③取得した変更後の個人番号に基づき、番号紐付情報を更新する。	審査現B 審査現C 審査現E 審査新A 審査新B 審査新E	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
5	3	1	符号の管理(符号の取得)	(変更前の要件なし)	・システムは、新たに番号紐付け情報が収録された際、対象の個人番号に基づいて、情報連携用の符号を取得できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①新たに番号紐付け情報が収録された際に、随時で自動的に住基ネットへ当該対象者の個人番号を送信し、符号の払出しを依頼する。 (住基ネットから情報提供ネットワークシステムへ、符号の払出し依頼が伝達される。) ②情報提供ネットワークシステムから符号を受領し、中間サーバーに登録する。	審査新B 審査新F N-16-01 N-17-01 N-18-01 N-19-01 N-25-01 N-27-01	○		業務機能要件	○			・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
6	3	2	符号の管理(符号の取得)	(変更前の要件なし)	・管理者は、符号の危殆化等が発生した際、対象となる全ての個人番号に基づいて、符号の一斉再取得ができること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①管理者の操作により、住基ネットに個人番号を送信し、符号の払出しを依頼する。 ②情報提供ネットワークシステムから符号を受領し、中間サーバーに登録されている符号を更新する。	-	○		業務機能要件	○			・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
7	4	1	個人番号による相談・照会(事務所窓口等における相談・照会)	・機構職員は、被保険者・受給権者・待機者からの相談・照会を受け付けた際、照会者の基礎年金番号に基づいて、記録照会を行えること。	・機構職員は、被保険者・受給権者・待機者からの相談・照会を受け付けた際、被保険者・受給権者・待機者の基礎年金番号に加え個人番号でも記録照会ができること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①WM端末、MWM端末、VDT端末から、個人番号による照会を随時に受け付ける。 ②番号紐付情報を参照して、当該個人番号に対応する基礎年金番号を即時に返却する。	N-01-01 N-02-01 審査現D	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
8	4	2	個人番号による相談・照会(ねんきんネットに係る職員向けサービス対応)	(変更前の要件なし)	・市区町村職員又は機構職員は、被保険者・受給権者・待機者からの相談・照会を受け付けた際、被保険者・受給権者・待機者の個人番号に基づいて、ねんきんネットの市区町村職員向け及び機構職員向けサービスを利用し、相談・照会に対応できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①ねんきんネットから、個人番号による照会を随時に受け付ける。 ②番号紐付情報を参照して、当該個人番号に対応する基礎年金番号を即時に返却する。	N-04-01	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
9	4	3	個人番号による相談・照会(被用者年金一元化に伴う情報連携)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、被保険者・受給権者・待機者からの相談・照会を受け付けた際、被保険者・受給権者・待機者の個人番号に基づいて、公的年金給付総合情報連携システムを利用し、相談・照会に対応できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①公的年金給付総合情報連携システムから、個人番号による照会を随時に受け付ける。 ②番号紐付情報を参照して、当該個人番号に対応する基礎年金番号を即時に返却する。	N-03-01 審査現D	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
10	5	1	個人番号による届出(経過管理対象届書)	・機構職員は、経過管理・電子決裁対象届書の受付・審査・決裁を行う際、基礎年金番号に基づいた事務処理ができること。	・機構職員は、経過管理・電子決裁対象届書の受付・審査・決裁を行う際、基礎年金番号に加え個人番号でも事務処理ができること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①経過管理・電子決裁サブシステムから、個人番号により基礎年金番号の照会を随時に受け付ける。 ②番号紐付情報を参照して、当該個人番号に対応する基礎年金番号を即時に返却する。	受付B 審査新A 審査新B 審査新C 審査新D 審査新F 出力A	○		業務機能要件	○	○		経過・番号1次で作成する要件定義書の完成後に記載する。	経過・番号1次で作成する要件定義書の完成後に記載する。

別紙2-1 機能要件一覧

No.	項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	関連業務流れ図	稼働時期		想定情報					
				変更前	変更後			H29.1	H29.7	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
											業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
11	5	2	個人番号による届出(経過管理対象届書)	・システムは、届書の受付・審査・決裁に係る処理を行う際、基礎年金番号に基づいた画面出力、帳票出力ができること。	・システムは、届書の受付・審査・決裁に係る処理を行う際、基礎年金番号に加え個人番号でも画面出力、帳票出力ができること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①経過管理・電子決裁サブシステムから、個人番号により基礎年金番号の照会を随時に受け付ける。 ②番号紐付情報を参照して、当該個人番号に対応する基礎年金番号を即時に返却する。	受付B 審査新A 審査新B 審査新C 審査新D 審査新E 審査新F 出力A	○		業務機能要件	○	○		経過・番号1次で作成する要件定義書の完成後に記載する。	経過・番号1次で作成する要件定義書の完成後に記載する。
12	5	3	個人番号による届出(経過管理対象外届書)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、経過管理対象外の届書を受け付けた際、記載された個人番号に基づいて、経過管理対象外の届書(資格関係届書及び年金給付関係届書)の入力処理ができること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①WM端末、MWM端末及びVDT端末から、個人番号による照会を随時に受け付ける。 ②番号紐付情報を参照して、当該個人番号に対応する基礎年金番号を即時に返却する。	受付A 審査現A 審査現B 審査現C 審査現D 審査現E 審査現F 審査現E 出力B 出力C	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
13	6	1	通知書等への個人番号出力(各種帳票への個人番号出力)	・システムは、各種帳票作成時に基礎年金番号の出力が必要な際、該当者の基礎年金番号に基づいて、出力できること。	・システムは、各種帳票作成時に個人番号の出力が必要な際、該当者の基礎年金番号又は個人番号に基づいて、基礎年金番号に代えて(又は加えて)個人番号を出力できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①現行システム又は年金給付システムから、基礎年金番号による照会を一括又は随時で回線により受け付ける。 ②番号紐付情報を参照して、照会を受けた基礎年金番号に対応する個人番号を一括又は随時で回線により返却する。	出力A 出力B 出力C	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
14	7	1	資格取得時の住基本人確認情報取得(資格取得時の住基本人確認情報取得)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、資格取得届、種別変更届の届書を受け付けた際、届書に記載された個人番号により、住基本人から直近の住基本人確認情報を取得し、取得した住基本人確認情報に基づいて、現行システムで保持する氏名・住所を更新できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①資格取得届・種別変更届の受付・審査時に、経過管理・電子決裁サブシステムから個人番号により随時に住基本人確認情報取得の依頼を受け付ける。 ②住基本ネットに個人番号を即時に送信して、住基本人確認情報を取得する。 ③取得した住基本人確認情報に基づき、基本情報マスタ(個人番号管理サブシステムにおいて保持する、住基本人確認情報を管理するデータベース)を更新する。 ④取得した住基本人確認情報を、項番19-2「基本情報の管理(文字コードの変換及び住所関連情報の生成)」の処理を行った後に経過管理・電子決裁サブシステムに即時に返却する。 (経過管理・電子決裁サブシステムは、返却された住基本人確認情報に基づき、現行システムと連携して、現行システムで保持する氏名・住所を更新する。)	審査現E 審査新A 審査新B	○		業務機能要件	○	○		経過・番号1次で作成する要件定義書の完成後に記載する。	経過・番号1次で作成する要件定義書の完成後に記載する。
15	8	1	住基本人確認情報に基づく加入勤奨(20歳到達者情報の受入及び20歳到達予定者一覧表の作成)	(変更前の要件なし)	・システムは、月次で、情報システム機構から20歳到達予定者に関する個人番号及び住基本人確認情報を媒体で受領した際、受領した情報を受入れられること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①情報システム機構から、20歳到達予定者に関する個人番号及び住基本人確認情報を、月次で媒体により受領する。(媒体は、34歳、44歳到達予定者と合わせて提供される。) ②受領した媒体から情報を取得する。	N-16-01 N-17-01 N-18-01 N-19-01	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
16	8	2	住基本人確認情報に基づく加入勤奨(20歳到達者情報の受入及び20歳到達予定者一覧表の作成)	(変更前の要件なし)	・システムは、基礎年金番号の付番対象者の抽出の際、情報システム機構から提供された個人番号に基づいて番号紐付情報を検索し、基礎年金番号の付番済者と未付番者の振り分けができること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①項番8-1「住基本人確認情報に基づく加入勤奨(20歳到達者情報の受入及び20歳到達予定者一覧表の作成)」で受け入れた情報のうち20歳到達予定者については、個人番号を基に番号紐付情報を検索し、基礎年金番号付番済者と未付番者を振り分けて抽出する。	N-16-01 N-17-01	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
17	8	3	住基本人確認情報に基づく加入勤奨(20歳到達者情報の受入及び20歳到達予定者一覧表の作成)	(変更前の要件なし)	・システムは、国民年金の適用勤奨に係る対象者を抽出する際、20歳到達予定者のうち外国人については、情報システム機構から提供された住基本人確認情報の氏名に基づいて、既に登録されているローマ字氏名を検索し、同一人の疑いがある者を抽出できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①項番8-1「住基本人確認情報に基づく加入勤奨(20歳到達者情報の受入及び20歳到達予定者一覧表の作成)」で受け入れた情報のうち20歳到達予定者の外国人については、住民票氏名を基に既に登録されてるローマ字氏名を検索し、同一人の疑いのある者を抽出する。	N-17-01	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
18	8	4	住基本人確認情報に基づく加入勤奨(20歳到達者情報の受入及び20歳到達予定者一覧表の作成)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、加入勤奨の際、基礎年金番号の付番済者・未付番者、日本人・外国人、氏名・住所に基づいて、補正要否が区別された20歳到達予定者の一覧表を作成できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①20歳到達予定者の住基本人確認情報の氏名・住所について補正(文字コードの変換ができない文字、外字、桁あふれ)が必要な者を抽出する。 ②20歳到達予定者全員について、個人番号及び住基本人確認情報を、20歳到達者一覧表として、氏名・住所の補正が必要な者、基礎年金番号付番済者、外国人(基礎年金番号付番済者、疑重複者、付番済者・疑重複者以外)のそれぞれに区別し、該当者の住所を管轄する年金事務所ごとに編集する。 ③機構職員に、20歳到達予定者一覧表の編集が完了した旨をポータル画面又はメールにて通知する。 ④機構職員は、20歳到達予定者一覧表をポータル画面又はメールから参照する。	N-16-01 N-17-01	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
19	8	5	住基本人確認情報に基づく加入勤奨(20歳到達者情報の補正)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、基礎年金番号の付番及び国民年金の適用勤奨の際、情報システム機構から提供された20歳到達者に関する住基本人確認情報の氏名・住所について、文字コードの変換ができない文字、外字、桁あふれの補正処理を事前に画面から実施できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①住基本人確認情報補正画面から、20歳到達者に関する住基本人確認情報の氏名、住所を補正の入力を受け付ける。 ②年齢到達者に関する住基本人確認情報の氏名、住所を、画面から入力された内容により更新する。	N-16-01 N-17-01	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成

別紙2-1 機能要件一覧

No.	項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	関連業務流れ図	稼働時期		想定情報					
				変更前	変更後			H29.1	H29.7	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
											業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
20	8	6	住基本人確認情報に基づく加入勸奨(20歳到達者情報補正警告リストの作成)	(変更前の要件なし)	・システムは、20歳到達者で住基本人確認情報の補正が必要な者について、毎月一定の期日までに補正処理が完了していない者を検知した際、住基本人確認情報に基づいて該当者の一覧表を作成の上、機構職員に通知できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ① 毎月中旬の特定の日(20歳到達者の住基本人確認情報を現行システムに回付する前々日)に、年齢到達者に係る住基本人確認情報の氏名、住所の補正が必要で、一定期日までに補正処理が完了していない者について、個人番号及び住基本人確認情報を、20歳到達者情報補正警告リストとして、該当者の住所地の年金事務所ごとに編集する。 ② 機構職員に、20歳到達者情報補正警告リストの編集が完了した旨をポータル画面又はメールにて通知する。 ③ 機構職員は、20歳到達者情報補正警告リストをポータル画面又はメールから参照する。	N-16-01 N-17-01	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
21	8	7	住基本人確認情報に基づく加入勸奨(20歳到達者の一括付番及び適用勸奨)	(変更前の要件なし)	・システムは、情報システム機構から20歳到達者に係る個人番号及び住基本人確認情報を月次で媒体により受領した際、これらの情報に基づいて対象者を抽出の上、基礎年金番号未付番者に対する付番と基礎年金番号付番済で年金制度に加入していない者に対する国民年金の適用勸奨ができること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ① 基礎年金番号付番対象者の処理通番と住基本人確認情報、基礎年金番号付番済者の基礎年金番号と住基本人確認情報を、現行システムに回線により回付する。 (現行システムは、回付された情報に基づき、基礎年金番号未付番者に対する付番及び年金制度未加入者に対する適用勸奨を行う。)	N-16-01 N-17-01	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
22	8	8	住基本人確認情報に基づく加入勸奨(年齢到達時の適用勸奨)	(変更前の要件なし)	・システムは、情報システム機構から34歳、44歳到達予定者に係る個人番号及び住基本人確認情報を月次で媒体により受領した際、基礎年金番号未付番者及び基礎年金番号付番済で年金制度に加入していない者を抽出し、国民年金の適用勸奨ができること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ① 情報システム機構から、年齢到達予定者に係る個人番号及び住基本人確認情報を、月次で媒体により受領する。(媒体は、20歳到達予定者と合わせて提供される。) ② 年齢到達者の個人番号を基に番号紐付情報を検索し、基礎年金番号付番済者を抽出する。 ③ 基礎年金番号未付番者の処理通番と住基本人確認情報、基礎年金番号付番済者の処理通番と基礎年金番号と住基本人確認情報を、現行システムに回線により回付する。 (現行システムは、回付された情報に基づき、基礎年金番号未付番者及び基礎年金番号付番済で年金制度に加入していない者に対する国民年金の適用勸奨を行う。)	N-18-01 N-19-01	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
23	9	1	基本情報に関する届出の省略(住民票基本情報の異動反映)	(変更前の要件なし)	・システムは、被保険者・受給権者・待機者の全員について、住基本人確認情報から住基本人確認情報の異動及び生存状況に係る情報を取得した際、取得した情報に基づいて基本情報マスタを更新できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ① すべての被保険者・受給権者・待機者の個人番号を、月次の一括処理で住基本ネットに送信し、前月中に異動があった者に係る住基本人確認情報の異動情報及び生存状況を取得する。 ② 取得した住基本人確認情報の異動情報及び生存状況に基づき、基本情報マスタを更新する。	N-05-01 N-06-01 N-07-01 N-08-01 N-09-01 N-10-01 N-11-01 N-12-01 N-13-01 N-14-01 N-15-01 N-20-01 N-21-01	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
24	9	2	基本情報に関する届出の省略(住基本人確認情報補正対象者一覧表の作成)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、被保険者記録及び年金受給記録上の氏名・住所更新の際、住基本ネットから取得した住基本人確認情報の異動情報に含まれる氏名・住所に基づいて、文字コードの変換ができない文字、外字、桁あふれの補正が必要な対象者の一覧表を作成できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ① 項番9-1「基本情報に関する届出の省略(住民票基本情報の異動反映)」で取得した住基本人確認情報の異動情報を項番19-2「基本情報の管理(文字コードの変換及び住所関連情報の生成)」の処理を行った後に、異動情報に含まれる氏名、住所について補正(文字コードの変換ができない文字、外字、桁あふれ)が必要な者を抽出する。 ② 氏名、住所の補正が必要な者について、個人番号、基礎年金番号及び住基本人確認情報を、住基本人確認情報補正対象者一覧表として、該当者の住所地(厚生年金保険及び船員保険の被保険者の場合は事業所・船舶の所在地、国民年金第3号被保険者の場合は配偶者の勤務する事業所・船舶の所在地)の年金事務所ごとに編集する。 ③ 機構職員に、住基本人確認情報補正対象者一覧表の編集が完了した旨をポータル画面又はメールにて通知する。 ④ 機構職員は、住基本人確認情報補正対象者一覧表をポータル画面又はメールから参照する。	N-05-01 N-06-01 N-07-01 N-08-01	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
25	9	3	基本情報に関する届出の省略(住基本人確認情報の補正)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、被保険者記録及び年金受給記録上の氏名・住所更新の際、住基本ネットから取得した住基本人確認情報の異動情報に含まれる氏名・住所に基づいて、文字コードの変換ができない文字、外字、桁あふれの補正処理を事前に画面から実施できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ① 住基本人確認情報補正画面より、補正が必要な住基本人確認情報の氏名及び住所について、補正の入力を受け付ける。なお、補正が必要な外字はビットマップで住基本人確認情報補正画面に表示する。(氏名に補正が必要な外字が含まれていた場合、文字補正は行わず、業務処理では、カナ氏名を使用する。) ② 補正された氏名及び住所について、基本情報マスタを更新し、現行システム及び年金給付システムに回付する。	N-05-01 N-06-01 N-07-01 N-08-01	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
26	9	4	基本情報に関する届出の省略(住民票基本情報の異動反映(随時))	(変更前の要件なし)	・機構職員は、年金相談時や届書審査時に、基本情報マスタの情報が直近化されていない事が判明した際、個人番号により情報システム機構に異動情報を照会し、取得した情報に基づいて基本情報マスタを更新できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ① 住民票情報随時照会画面からの操作により、対象者の個人番号又は4情報(住所、氏名、生年月日、性別)を住基本ネットに送信し、直近の住基本人確認情報を取得する。 ② 取得した住基本人確認情報に基づき、基本情報マスタを更新する。	審査新E	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成

別紙2-1 機能要件一覧

No.	項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	関連業務流れ図	稼働時期		想定情報					
				変更前	変更後			H29.1	H29.7	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
											業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
27	9	5	基本情報に関する届出の省略(氏名変更届の省略)	(変更前の要件なし)	・システムは、住基本人確認情報の異動反映によって氏名の変更が判明した際、変更後の氏名に基づいて、現行システム及び年金給付システムで保持する氏名を更新できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①項番9-1「基本情報に関する届出の省略(住民票基本情報の異動反映)」の処理により基本情報マスタの氏名情報に変更が生じた者について、以下の条件により回付先を判断した上で、現行システム、年金給付システムのいずれかもしくは双方に変更後の氏名情報を回線により回付する。 【条件】 氏名情報を変更した全員(日本人)について、現行システム及び年金給付システムに回付する。	N-07-01 N-08-01	○		業務機能要件	○	○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
28	9	6	基本情報に関する届出の省略(住所変更届の省略)	(変更前の要件なし)	・システムは、住基本人確認情報の異動反映によって住所の変更が判明した際、変更後の住所に基づいて、現行システム及び年金給付システムで保持する住所を更新できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①項番9-1「基本情報に関する届出の省略(住民票基本情報の異動反映)」、項番9-3「基本情報に関する届出の省略(住基本人確認情報の補正)」、項番11-1「郵送先・住民登録対象外の氏名・居所等の管理(郵送先等の登録)」のいずれかの処理により基本情報マスタの住所又は郵送先等に変更が生じた者について、現行システム及び年金給付システムに変更後の住所、郵送先等を回線により回付する。また、郵便物管理システムにも住所又は郵送先等の異動があったことを回線により通知する。	N-05-01 N-06-01	○		業務機能要件	○	○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
29	9	7	基本情報に関する届出の省略(死亡による資格喪失届の省略)	(変更前の要件なし)	・システムは、住基本人確認情報の異動反映によって被保険者の死亡が判明した際、その死亡情報に基づいて資格喪失の処理ができること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①項番9-1「基本情報に関する届出の省略(住民票基本情報の異動反映)」の処理により死亡が判明した者を抽出する。 ②生存状況が死亡となった者について、現行システム及び年金給付システムに送信する。(送信された情報をもとに、現行システムで資格喪失処理を実施する)	N-12-01	○		業務機能要件	○	○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
30	9	8	基本情報に関する届出の省略(年金受給者の死亡届の省略)	(変更前の要件なし)	・システムは、住基本人確認情報の異動反映によって受給者の死亡が判明した際、その死亡情報に基づいて、死亡した年金受給者に係る支払保留・失権処理ができること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①生存状況の確認対象者(年金受給者)の基礎年金番号を、月次で年金給付システムから受領する。 ②対象者のうち、項番9-1「基本情報に関する届出の省略(住民票基本情報の異動反映)」の処理により死亡が判明した者を抽出する。 ③生存状況が死亡となった者について、現行システム及び年金給付システムに送信する。(送信された情報をもとに、年金給付システムで支払保留・失権処理を実施する)	N-14-01	○		業務機能要件	○	○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
31	9	9	基本情報に関する届出の省略(転出先確認リストの作成)	(変更前の要件なし)	・システムは、住基本人確認情報の異動反映で転出とされたまま長期間転入事実がない国民年金第1号被保険者を検知した際、住基本人確認情報に基づいて、対象者の一覧表を作成できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①住基本人確認情報で、転出とされたまま一定期間が経過した国民年金第1号被保険者について、対象者の個人番号、基礎年金番号及び住基本人確認情報を、転出先確認リストとして、月次の一括処理で転出元の住所を管轄する年金事務所ごとに編集する。 ②機構職員に、転出先確認リストの編集が完了した旨をポータル画面又はメールにて通知する。 ③機構職員は、転入先確認リストをポータル画面又はメールから参照する。	N-30-01	○		業務機能要件	○	○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
32	10	1	基本情報に関する届出の勘奨(生年月日訂正)	(変更前の要件なし)	・システムは、住基本人確認情報の異動反映で生年月日の訂正が判明した際、異動情報に基づいて該当者の一覧表を作成できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①項番9-1「基本情報に関する届出の省略(住民票基本情報の異動反映)」により取得した住基本人確認情報の異動情報に基づき、住民票上の生年月日が訂正された者について、対象者の個人番号、基礎年金番号及び住基本人確認情報を、生年月日・性別変更(訂正)届出勘奨対象者一覧表として、月次の一括処理で当該被保険者・受給権者・待機者の住所地(厚生年金保険及び船員保険の被保険者の場合は事業所・船舶の所在地、国民年金第3号被保険者の場合は配偶者の勤務する事業所・船舶の所在地)を管轄する年金事務所ごとに編集する。 ②機構職員に、生年月日・性別変更(訂正)届出勘奨対象者一覧表の編集が完了した旨をポータル画面又はメールにて通知する。 ③機構職員は、生年月日・性別変更(訂正)届出勘奨対象者一覧表をポータル画面又はメールから参照する。	N-09-01 N-11-01	○		業務機能要件	○	○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
33	10	2	基本情報に関する届出の勘奨(性別変更(訂正))	(変更前の要件なし)	・システムは、住基本人確認情報の異動反映で性別の変更(訂正)が判明した際、異動情報に基づいて該当者の一覧表を作成できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①項番9-1「基本情報に関する届出の省略(住民票基本情報の異動反映)」により取得した住基本人確認情報の異動情報に基づき、住民票上の性別が変更(訂正)された者について、対象者の個人番号、基礎年金番号及び住基本人確認情報を、生年月日・性別変更(訂正)届出勘奨対象者一覧表として、月次の一括処理で当該被保険者・受給権者・待機者の住所地(厚生年金保険及び船員保険の被保険者の場合は事業所・船舶の所在地、国民年金第3号被保険者の場合は配偶者の勤務する事業所・船舶の所在地)を管轄する年金事務所ごとに編集する。 ②機構職員に、生年月日・性別変更(訂正)届出勘奨対象者一覧表の編集が完了した旨をポータル画面又はメールにて通知する。 ③機構職員は、生年月日・性別変更(訂正)届出勘奨対象者一覧表をポータル画面又はメールから参照する。	N-10-01 N-11-01	○		業務機能要件	○	○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
34	10	3	基本情報に関する届出の勘奨(外国人の氏名変更)	(変更前の要件なし)	・システムは、住基本人確認情報の異動反映によって外国人の氏名変更が判明した際、異動情報に基づいて該当者の一覧表を作成できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①項番9-1「基本情報に関する届出の省略(住民票基本情報の異動反映)」により取得した住基本人確認情報の異動情報に基づき、氏名変更があった者のうち外国人について、対象者の個人番号、基礎年金番号及び住基本人確認情報(ローマ字氏名、通称名を含む)を、外国人氏名変更確認一覧表として、月次の一括処理で当該被保険者・受給権者・待機者の住所地(厚生年金保険及び船員保険の被保険者の場合は事業所・船舶の所在地、国民年金第3号被保険者の場合は配偶者の勤務する事業所・船舶の所在地)を管轄する年金事務所ごとに編集する。 ②機構職員に、外国人氏名変更確認一覧表の編集が完了した旨をポータル画面又はメールにて通知する。 ③機構職員は、生年月日・性別変更(訂正)届出勘奨対象者一覧表をポータル画面又はメールから参照する。	N-07-01 N-08-01	○		業務機能要件	○	○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成

別紙2-1 機能要件一覧

No.	項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	関連業務流れ図	稼働時期		想定情報					
				変更前	変更後			H29.1	H29.7	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
											業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
35	11	1	郵送先・住民登録対象外者の氏名・居所等の管理(郵送先等の登録)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、郵送先届を受け付けた際、届出に基づいて、随時に住民票住所以外の郵送先を登録あるいは取消できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①経過管理・電子決裁サブシステムの郵送先登録(変更・取消)画面からの入力により、郵送先届に基づく郵送先を基本情報マスタに登録あるいは取消する。	審査新D	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
36	11	2	郵送先・住民登録対象外者の氏名・居所等の管理(住民登録対象外者の氏名・居所の管理)	(変更前の要件なし)	・システムは、登録(変更)処理の際、届出された氏名に基づいて重複付番の疑いがある者を疑重複調査対象者として抽出できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①登録(変更)の際に、入力された氏名に基づいて基本情報マスタを検索し、氏名・性別・生年月日の3項目がすべて一致する者を疑重複調査対象者として経過管理・電子決裁サブシステムの審査画面に警告を表示するとともに、疑重複調査対象者情報(本人と同一人の疑いがある者の記録を特定するキー情報)を登録する。	審査新D	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
37	11	3	郵送先・住民登録対象外者の氏名・居所等の管理(郵送先等登録者一覧表の作成)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、基本情報マスタに郵送先又は居所が登録されている対象者の一覧表を出力できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①郵送先(居所)登録者一覧表作成画面から、郵送先等登録者一覧表の作成指示を随時に受け付ける。 ②抽出された対象者について、個人番号、基礎年金番号、氏名、郵送先又は居所を、郵送先等登録者一覧表に出力する。また、氏名、郵送先又は居所を宛名シールに出力する。	N-29-01	○		業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
38	12	1	配偶者の管理(国年免除申請者の配偶者管理)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、国年保険料免除継続申請の審査の際、国年保険料免除申請書に基づいて、配偶者の個人番号、氏名及び配偶者状況を登録できること。また、継続免除対象者の配偶者状況に変更があった場合、対象者からの届出に基づき、配偶者状況の登録・削除ができること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①経過管理・電子決裁サブシステムの国民年金保険料免除・納付猶予申請者配偶者状況登録(変更・取消)画面からの入力情報を受け、配偶者の個人番号、氏名、生年月日及び世帯状況を登録あるいは取消する。	審査新F		○	業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
39	13	1	届出受理・審査時の情報照会(情報照会)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、届書の受理・審査の際、画面からの操作により、個人番号に基づいて、情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関に情報提供を依頼できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①経過管理・電子決裁サブシステムの届書審査画面からの画面遷移により、対象者の個人番号及び審査対象届書の様式コードの引渡しを受けて、様式コードに対応する外部機関情報の種類及び照会先の候補を添付書類情報連携依頼画面に表示する。(経過管理対象外届書の受付・審査の場合は、年金業務システムのメニュー画面からの遷移により添付書類情報連携依頼画面を表示する。) ②添付書類情報連携依頼画面から、対象者の個人番号、照会する外部機関情報の種類、照会先及び照会条件の入力を受け付ける。 ③対象者の個人番号に対応する符号により、情報提供ネットワークシステムを通じて照会先の外部機関へ情報提供の依頼を送信する。	審査現B 審査現C 審査現F 審査新B 審査新C 審査新F		○	業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
42	13	2	届出受理・審査時の情報照会(回答受領)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関から情報を取得した際、対象の個人番号に基づいた情報を、画面上で参照及び帳票出力できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①情報提供ネットワークシステムを通じて、項番13-1「届出受理・審査時の情報照会(情報照会)」で依頼した外部機関からの回答を受領する。 ②回答があった旨を機構職員にポータル画面又はメールにて通知する。 ③外部機関から回答を受領したステータスを連携状況一覧画面に表示する。 ④連携状況一覧画面からの操作により、外部機関から受領した回答内容を添付書類情報表示画面に表示する。 ⑤添付書類情報表示画面からの操作により、表示内容を帳票出力する。	審査現B 審査現C 審査現F 審査新B 審査新C 審査新F		○	業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
43	13	3	届出受理・審査時の情報照会(経過管理対象届書の回答受領)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、経過管理対象届書の審査時における照会時に情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関からの情報を取得した際、対象の個人番号に基づいた情報を、届書の内容情報と合わせて届書審査画面上で参照できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①情報提供ネットワークシステムを通じて、項番13-1「届出受理・審査時の情報照会(情報照会)」で依頼した外部機関からの回答を受領する。 ②回答があった旨を機構職員にポータル画面又はメールにて通知する。 ③外部機関から受領した回答内容を経過管理・電子決裁サブシステムに回付する。	審査新B 審査新C 審査新F		○	業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
40	13	4	届出受理・審査時の情報照会(情報照会の進捗確認及び取りやめ)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関への情報照会の際、対象の個人番号に基づいた照会の進捗状況を画面上で確認できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①添付書類情報連携依頼画面から受け付けた外部機関への情報照会の進捗状況を連携状況一覧画面に表示する。	添付書類情報照会詳細		○	業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
41	13	5	届出受理・審査時の情報照会(情報照会の進捗確認及び取りやめ)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、情報照会の進捗状況を確認の際、情報照会の至急性に基づいて、取りやめの要求ができること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①連携状況一覧画面からの操作により、情報提供ネットワークシステムを通じて、項番13-1「届出受理・審査時の情報照会(情報照会)」で依頼した外部機関へ情報照会の取りやめ要求を送信する。 ②外部機関から情報照会の取りやめ要求に対する処理結果を受領し、当該処理結果を機構職員にポータル画面又はメールにて通知する。	添付書類情報照会詳細		○	業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
44	13	6	届出受理・審査時の情報照会(世帯情報の照会)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、届書の受理時又は審査の際、画面からの操作により、対象者本人の個人番号に基づいて、情報提供ネットワークシステムを通じて、同一世帯に属する世帯主、配偶者及びその他家族の個人番号、住基本人確認情報及び続柄の提供を依頼できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①経過管理・電子決裁サブシステムの届書審査画面からの画面遷移により、対象者の個人番号及び審査対象届書の様式コードの引渡しを受けて、添付書類情報連携依頼画面を表示する。(経過管理対象外届書の受付・審査の場合は、年金業務システムのメニュー画面からの遷移により添付書類情報連携依頼画面を表示し、対象者の個人番号、照会する外部機関情報の種類、照会先及び照会条件の入力を受け付ける。) ②対象者本人の個人番号を住基ネットに送信し、同一住所に居住する者の個人番号及び住基本人確認情報を取得する。 ③本人と同一住所に居住する者の個人番号に基づき、住基ネットに符号の抽出を依頼する。 ④情報提供ネットワークシステムから符号を受領する。 ⑤取得した符号により、情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村へ世帯及び続柄に関する情報の提供を依頼する。	審査現B 審査現C 審査現F 審査新B 審査新C 審査新F		○	業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成

別紙2-1 機能要件一覧

No.	項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	関連業務流れ図	稼働時期		想定情報					
				変更前	変更後			H29.1	H29.7	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
											業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
45	13	7	届出受理・審査時の情報照会(世帯情報の受領)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、情報提供ネットワークシステムを通じて市区町村から情報を取得した際、取得した世帯情報に基づいて、同一世帯に属する世帯主、配偶者及びその他家族の個人番号、住基本人確認情報及び続柄を、画面上で参照及び帳票出力できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村から項番13-6「届出受理・審査時の情報照会(世帯情報の照会)」で依頼した世帯及び続柄に関する情報を受領する。 ②世帯及び続柄に関する情報に基づき、同一住所に居住する者のうち同一世帯に属する者とそれらの続柄関係を特定する。 ③回答があった旨を機構職員にポータル画面又はメールにて通知する。 ④連携状況一覧画面からの操作により、同一世帯に属する世帯主、配偶者及びその他家族の個人番号、住基本人確認情報及び続柄を、添付書類情報表示画面に表示する。 ⑤添付書類情報表示画面からの操作により、表示内容を帳票出力する。	審査現B 審査現C 審査現F 審査新B 審査新C 審査新F		○	業務機能要件	○	○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
46	13	8	届出受理・審査時の情報照会(世帯情報の受領)	(変更前の要件なし)	・機構職員は経過管理対象届書の審査時における照会の際、取得した世帯情報に基づいて、同一世帯に属する世帯主、配偶者及びその他家族の個人番号、住基本人確認情報及び続柄を、届書の内容情報と合わせて届書審査画面上で参照できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①経過管理対象届書の受付・審査に伴う情報照会の場合は、項番13-6「届出受理・審査時の情報照会(世帯情報の照会)」で依頼した同一世帯に属する世帯主、配偶者及びその他家族の個人番号、住基本人確認情報及び続柄を、経過管理・電子決裁サブシステムに回付する。	審査新B 審査新C 審査新F		○	業務機能要件	○	○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
47	13	9	届出受理・審査時の情報照会(所得情報の照会)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、届書の受理時又は審査の際、画面からの操作により、対象者本人の個人番号に基づいて、情報提供ネットワークシステムを通じて市区町村民税の申告に基づく所得情報の提供を依頼できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①経過管理・電子決裁サブシステムの届書審査画面からの画面遷移により、対象者の個人番号及び審査対象届書の様式コードの引渡しを受けて、添付書類情報連携依頼画面を表示する。(経過管理対象外届書の受付・審査の場合は、年金業務システムのメニュー画面からの遷移により添付書類情報連携依頼画面を表示し、対象者の個人番号、照会する外部機関情報の種類、照会先及び照会条件の入力を受け付ける。 ②対象者の個人番号を基に、対象者の本年1月1日時点の住所の市区町村を特定する。 ③対象者の符号により、情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村へ所得情報の提供を依頼する。	審査現B 審査現C 審査現F 審査新B 審査新C 審査新F		○	業務機能要件	○	○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
48	13	10	届出受理・審査時の情報照会(所得情報の受領)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、情報提供ネットワークシステムを通じて市区町村から情報を取得した際、対象者の個人番号に基づいて、取得した所得情報を、画面上で参照及び帳票出力できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①情報提供ネットワークシステムを通じて、項番13-9「届出受理・審査時の情報照会(所得情報の照会)」で依頼した市区町村から所得情報を受領する。 ②回答があった旨を機構職員にポータル画面又はメールにて通知する。 ③連携状況一覧画面からの操作により、受領した所得情報を添付書類情報表示画面に表示する。 ④添付書類情報表示画面からの操作により、表示内容を帳票出力する。	審査現B 審査現C 審査現F 審査新B 審査新C 審査新F		○	業務機能要件	○	○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
49	13	11	届出受理・審査時の情報照会(所得情報の受領)	(変更前の要件なし)	・機構職員は経過管理対象届書の審査時における照会の際、対象者の個人番号に基づいて、所得情報を、届書の内容情報と合わせて届書審査画面上で参照できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①経過管理対象届書の受付・審査に伴う情報照会の場合は、項番13-9「届出受理・審査時の情報照会(所得情報の照会)」で依頼した所得情報を経過管理・電子決裁サブシステムに回付する。 ②経過管理対象外届書の受付・審査に伴う情報照会の場合は、所得情報表示画面からの操作により、受領した所得情報を画面に表示する。	審査新B 審査新C 審査新F		○	業務機能要件	○	○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
50	13	12	届出受理・審査時の情報照会(振り分けテーブルの設定(地方自治体の参加))	(変更前の要件なし)	・システムは、情報提供ネットワークシステムを通じて市区町村へ情報を照会した際、地方自治体の情報連携の実施可否に基づいて、不要な照会の防止ができること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①情報連携を実施しない地方自治体への不要な照会の防止のため、所得情報等の取得については、情報提供ネットワークシステムが用意する振り分けテーブルにしたがって情報照会を行う。	添付書類情報照会詳細		○	業務機能要件	○	○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成

別紙2-1 機能要件一覧

No.	項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	関連業務流れ図	稼働時期		想定情報					
				変更前	変更後			H29.1	H29.7	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
											業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
51	13	13	届出受理・審査時の情報照会(中間サーバー、情報提供ネットワークシステムにおけるエラー及び異常時の対応)	(変更前の要件なし)	・システムは、情報照会先機関の中間サーバーが自動応答できない際、情報照会先機関から通知されたエラーコードに基づいて、照会した端末に自動応答できない理由を表示できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会を行った際に、情報照会先機関の中間サーバーが以下の状態のときに、情報照会先機関からその状態に応じたエラーコードが通知されるため、エラーコードに応じて、照会した端末に自動応答できない理由を表示する。 ＜中間サーバーの状態＞ ・副本の登録時 ・バックアップ時 ・アプリ保守時 ・障害対応時 ・符号の発行履歴が無い ・副本が登録されていない ・自動応答不可フラグが設定されている ・メンテナンス中 ・回線に異常が発生している ・回線等が混雑している ＜自動応答できない場合＞ ・符号の発行履歴がない ・副本が登録されていない ・自動応答不可フラグが設定されている ・メンテナンス中 ②情報照会をした情報照会先機関の中間サーバーがオンライン停止(副本登録時、バックアップ時、アプリ保守時、障害対応時)中の場合は、エラーコードに応じて、照会した端末に自動応答できない理由を表示する。 ＜オンライン停止している場合＞ ・副本の登録時 ・バックアップ時 ・アプリ保守時 ・障害対応時 ③情報照会をした情報照会先機関の中間サーバーと情報提供ネットワークシステム間の回線の問題により通信できない(回線に異常が発生している、回線が混雑している等)の場合は、情報提供ネットワークシステムからエラーコードに応じて、応答できない理由を表示する。 ＜回線に問題がある場合＞ ・回線に異常が発生している ・回線等が混雑している	添付書類情報照会詳細		○	業務機能要件	○			・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
52	13	14	届出受理・審査時の情報照会(照会許可照会リスト情報による制御)	(変更前の要件なし)	・システムは、画面からの操作により、外部機関に情報照会する際、照会許可照会リスト情報に基づいて、事務手続と特定個人情報の組み合わせを行い、照会する情報の項目の範囲を特定できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①画面からの操作により、外部機関への情報照会を行う際、情報提供ネットワークシステムのファイル概要設計書の照会許可照会リスト情報に基づき、事務手続と特定個人情報の組み合わせを行い、照会する情報の項目の範囲を特定する。	添付書類情報照会詳細		○	業務機能要件	○			・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
53	14	1	一括での情報取得(国年保険料免除申請に係る審査)	(変更前の要件なし)	・システムは、国民年金保険料免除申請の審査の際、申請者本人の個人番号に基づいて、情報提供ネットワークシステムを通じて、本人、世帯主及び配偶者の所得情報及び生活保護受給状況、並びに雇用保険に係る離職年月日を事前に取得できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①経過管理・電子決裁サブシステムから、申請者本人、世帯主及び配偶者の個人番号により、所得情報及び生活保護受給状況、離職年月日の取得依頼を、随時に受け付ける。 ②本人の個人番号を基に、基本情報マスタで保有する住所の履歴から、対象者の本年1月1日時点の住所を特定する。 ③本人の個人番号を住基ネットに送信し、本年1月1日時点で本人と同一住所に居住する者の個人番号及び住基本人確認情報を取得する。 ④本人と同一住所に居住する者の個人番号に基づき、住基ネットに符号の払出しを依頼する。 ⑤情報提供ネットワークシステムから、本人と同一住所に居住する者の符号を受領する。 ⑥本人と同一住所に居住する者の符号により、情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村に世帯及び続柄に関する情報の提供を依頼する。 ⑦情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村から本人と同一住所に居住する者の世帯及び続柄に関する情報を受領する。 ⑧受領した世帯及び続柄に関する情報に基づき、世帯主と配偶者を特定する。 ⑨本人、世帯主及び配偶者の符号により、情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村に所得情報及び生活保護受給状況の提供を依頼する。 ⑩情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村から所得情報及び生活保護受給状況を受領する。 ⑪本人の符号により、情報提供ネットワークシステムを通じて、雇用保険に係る離職年月日の提供を依頼する。 ⑫情報提供ネットワークシステムを通じて、雇用保険に係る離職年月日を受領する。 ⑬所得情報、生活保護受給状況、離職年月日を、経過管理・電子決裁サブシステムに回付する。	審査新C		○	業務機能要件	○	○	経過・番号1次で作成する要件定義書の完成後に記載する。	経過・番号1次で作成する要件定義書の完成後に記載する。	

別紙2-1 機能要件一覧

No.	項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	関連業務流れ図	稼働時期		想定情報					
				変更前	変更後			H29.1	H29.7	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
											業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
54	14	2	一括での情報取得 (国年保険料免除継続申請に係る審査)	(変更前の要件なし)	・システムは、国民年金保険料免除継続申請の審査の際、申請者本人の個人番号に基づいて、情報提供ネットワークシステムを通じて、本人、世帯主及び配偶者の所得情報を取得できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①収納支援システムから、年次(毎年7月)で回線により、審査対象者本人の基礎年金番号を受領する。 ②番号紐付情報を参照し、本人の基礎年金番号に対応する個人番号を特定する。 ③個人番号により、基本情報マスタで保有する住所の履歴から、対象者の本年1月1日時点の住所を特定する。 ④本人の個人番号を住基ネットに送信し、本年1月1日時点で本人と同一住所に居住する者の個人番号及び住基本人確認情報を取得する。 ⑤同一住所に居住する者の個人番号に基づき、住基ネットに符号の払出しを依頼する。 ⑥情報提供ネットワークシステムから、同一住所に居住する者の符号を受領する。 ⑦本人と同一住所に居住する者の符号により、情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村に世帯及び続柄に関する情報の提供を依頼する。 ⑧情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村から本人と同一住所に居住する者の世帯及び続柄に関する情報を受領する。 ⑨受領した世帯及び続柄に関する情報に基づき、世帯主と配偶者を特定した上で、項番12-1「家族関係の管理(国年免除申請者の家族関係管理)」で登録されている配偶者の個人番号と突合する。 ⑩本人、世帯主及び配偶者の符号により、情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村に所得情報の提供を依頼する。 ⑪情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村から所得情報を受領する。 ⑫現行システムに、所得情報を回線により回付する。 ⑬情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報に基づいて特定した配偶者と、項番12-1「家族関係の管理(国年免除申請者の家族関係管理)」で登録されている配偶者が一致しない場合に、対象者本人の個人番号、基礎年金番号、住基本人確認情報、配偶者の個人番号及び配偶者氏名を、免除継続申請者配偶者情報確認対象者一覧表として、審査対象者本人の住所地を管轄する年金事務所ごとに編集する。 ⑭情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報を照会した際に、所得が未申告のために所得情報が取得できなかった場合に、対象者本人の個人番号、基礎年金番号及び住基本人確認情報を、免除申請者所得未申告者一覧表として、審査対象者本人の住所地を管轄する年金事務所ごとに編集する。 ⑮免除継続申請者配偶者情報確認対象者一覧表又は免除申請者所得未申告者一覧表の編集が完了した旨を、機構職員にポータル画面又はメールにて通知する。 ⑯機構職員は、免除継続申請者配偶者情報確認対象者一覧表又は免除申請者所得未申告者一覧表をポータル画面又はメールから参照する。	N-27-01		○	業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
55	14	3	一括での情報取得 (国年保険料免除理由該当・消滅に係る勸奨)	(変更前の要件なし)	・システムは、生活保護受給状況及び施設入所情報の取得の際、国民年金第1号被保険者の個人番号に基づいて、月次で情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村からこれらの情報を取得できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①収納支援システムから、月次で回線により、照会対象者の基礎年金番号を受領する。 ②番号紐付情報を参照し、本人の基礎年金番号に対応する個人番号を特定する。 ③個人番号により、基本情報マスタから現住所を特定する。 ④対象者の個人番号に対応する符号により、情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村に対象者の生活保護法の生活扶助受給情報及び施設入所情報の提供を依頼する。 ⑤情報提供ネットワークシステムから、生活扶助受給情報及び施設入所情報を受領する。 ⑥生活扶助受給情報及び施設入所情報を現行システムへ回付する。 (回付した情報は、現行システムで免除勸奨業務に活用する。)	N-25-01 N-26-01		○	業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
56	14	4	一括での情報取得 (国年保険料収納対策・免除勸奨)	(変更前の要件なし)	・システムは、本人、世帯主及び配偶者の所得情報並びに、生活保護受給状況、雇用保険に係る離職年月日の情報取得の際、国民年金第1号被保険者の個人番号に基づいて、月次で情報提供ネットワークシステムを通じて、これらの情報を取得できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①収納支援システムから、月次で回線により、照会対象者の基礎年金番号を受領する。 ②番号紐付情報を参照し、本人の基礎年金番号に対応する個人番号を特定する。 ③個人番号により、基本情報マスタで保有する住所の履歴から、対象者の本年1月1日時点の住所を特定する。 ④対象者の個人番号に対応する符号により、情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村に所得情報、生活保護受給状況の提供を依頼する。 ⑤情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村から所得情報及び生活保護受給状況を受領する。 ⑥本人の符号により、情報提供ネットワークシステムを通じて、雇用保険に係る離職年月日の提供を依頼する。 ⑦情報提供ネットワークシステムを通じて、雇用保険に係る離職年月日を受領する。 ⑧取得した所得情報、生活保護受給状況及び離職年月日を、現行システムに回線により回付する。 (回付した情報は、現行システムで収納対策・免除勸奨業務に活用する。)	N-23-01 N-24-01		○	業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
57	14	5	一括での情報取得 (20歳前障害年金等の所得審査)	(変更前の要件なし)	・システムは、本人、世帯主及び配偶者の所得情報の取得の際、20歳前障害年金、老齢福祉年金、特別障害給付金、年金生活者支援給付金の受給者の個人番号に基づいて、月次で情報提供ネットワークシステムを通じて、これらの情報を取得できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①年金給付システムから、月次で回線により審査対象者の基礎年金番号を受領する。 ②番号紐付情報を参照し、本人の基礎年金番号に対応する個人番号を特定する。 ③個人番号により、基本情報マスタで保有する住所の履歴から、対象者の本年1月1日時点の住所を特定する。 ④本人の個人番号を住基ネットに送信し、本年1月1日時点で本人と同一住所に居住する者の個人番号及び住基本人確認情報を取得する。 ⑤本人と同一住所に居住する者の個人番号に基づき、住基ネットに符号の払出しを依頼する。 ⑥情報提供ネットワークシステムから、本人と同一住所に居住する者の符号を受領する。 ⑦本人と同一住所に居住する者の符号により、情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村に世帯及び続柄に関する情報の提供を依頼する。 ⑧情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村から本人と同一住所に居住する者の世帯及び続柄に関する情報を受領する。 ⑨受領した世帯及び続柄に関する情報に基づき、本人と同一世帯に属する者を特定する。 ⑩本人及び同一世帯に属する者の符号により、情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村に所得情報の提供を依頼する。 ⑪情報提供ネットワークシステムを通じて、市区町村から所得情報を受領する。 ⑫取得した所得情報を年金給付システムに回線により回付する。	審査新C N-27-01		○	業務機能要件	○	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成

別紙2-1 機能要件一覧

No.	項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	関連業務流れ図	稼働時期		想定情報										
				変更前	変更後			H29.1	H29.7	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント						
											業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書					
58	14	6	一括での情報取得 (雇用保険との調整)	(変更前の要件なし)	システムは、雇用保険給付の受給状況の情報を取得する際、年金受給者の個人番号に基づいて、月次で情報提供ネットワークシステムを通じて、これらの情報を取得できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①年金給付システムから、月次で回線により供給調整の対象者に係る基礎年金番号を受領する。 ②番号紐付情報を参照し、対象者の基礎年金番号に対応する個人番号を特定する。 ③対象者の個人番号に対応する符号により、情報提供ネットワークシステムを通じて、雇用保険給付の受給状況の提供を依頼する。 ④情報提供ネットワークシステムを通じて、雇用保険給付の受給状況を受領する。 ⑤取得した雇用保険給付の受給状況を、年金給付システムに回線により回付する。 (回付した情報を基に、年金給付システムで支給停止有無の判定を行う。)	N-28-01			○	業務機能要件	○	○		○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成		
59	14	7	一括での情報取得 (一括の情報取得の対応)	(変更前の要件なし)	システムは、一括での情報取得の際、情報提供ネットワークシステムが用意する振り分けテーブルの内容に基づいて、情報照会を制御できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①一括での情報取得においては、情報提供ネットワークシステムが用意する振り分けテーブルにしたがって情報照会を行う。 ②情報提供がされない地方公共団体があった場合については、後続の処理において該当する地方公共団体への照会の取消を行う。 ③取消を行った情報については、対象者一覧を作成する。 ※ エラー及び異常により情報提供されていない場合においても、同様に後続の処理において対象情報から取消を行い、対象者一覧を作成する。	添付書類情報照会詳細			○	業務機能要件	○				○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成	
60	14	8	一括での情報取得 (中間サーバー、情報提供ネットワークシステムにおけるエラー及び異常時の対応)	(変更前の要件なし)	システムは、一括での情報取得において情報照会先機関の中間サーバーが自動応答できない等の際、情報照会先機関から通知されたエラーコードに基づいて、照会した端末に自動応答できない理由を表示できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①一括での情報取得において、情報照会先機関の中間サーバーが以下の状態のときに、情報照会先機関からその状態に応じたエラーコードが通知されるため、エラーコードに応じて、照会した端末に自動応答できない理由を表示する。 <自動応答できない場合> ・符号の発行履歴がない ・副本が登録されていない ・自動応答不可フラグが設定されている ・符号の発行履歴がない場合は、情報が無いものとして後続処理を実施 ・副本が登録されていない及び、自動応答不可フラグが設定されている場合は、対象者分はエラーとしてリストを出力する。(情報照会処理の取消を行う。) ・メンテナンス中の場合は、事前に照会先機関の中間サーバーの状況を把握し、情報照会を行わない。 ②照会先機関の中間サーバーの稼働状況を確認(死活監視)し、オンライン停止中は照会を行わないようにする。(照会処理時にオンライン停止が判明した場合は、エラーとして後続処理を打ち切る) <オンライン停止している場合> ・副本の登録時 ・バックアップ時 ・アプリ保守時 ・障害対応時 ③回線に問題があり通信できない場合は照会を行わないようにする。(照会処理時及び照会中にオンライン停止が判明した場合は、エラーとして後続の照会処理を打ち切る) <回線に問題がある場合> ・回線に異常が発生している ・回線等が混雑している	添付書類情報照会詳細			○	業務機能要件	○				○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成	
61	14	9	一括での情報取得 (照会許可照会リスト情報による制御)	(変更前の要件なし)	システムは、一括での情報取得において外部機関に情報照会する際、照会許可照会リスト情報に基づいて、事務手続と特定個人情報の組み合わせにより、照会する情報の項目の範囲を特定できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①一括での情報取得において、外部機関への情報照会を行う際、情報提供ネットワークシステムのファイル概要設計書の照会許可照会リスト情報に基づき、事務手続と特定個人情報の組み合わせを行い、照会する情報の項目の範囲を特定する(情報照会の項目チェックを行う)。	添付書類情報照会詳細			○	業務機能要件	○					○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
62	15	1	提供用情報の管理 (提供用情報の管理 (記録管理、基礎年金管理))	(変更前の要件なし)	システムは、被保険者記録を受領した際、受領した情報に基づいて、副本に異動を反映できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①現行システム及び基礎年金番号管理システムで保持する被保険者記録について、収納支援システムを通じて、外部機関への提供用情報の前日からの差分を、日次の一括処理で回線により受領する。 ②データ型、コード値、文字コード及びデータ体系の変換を行った上で、中間サーバーへ被保険者記録の副本として格納する。(日次の夜間バッチ処理にて、格納する。また、データの変換については、「技術資料16 地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発作業の請負の成果物一式(平成27年3月時点版)」の外部インタフェース仕様書を参照すること。 ※中間サーバーへの提供項目については、「技術資料 18 特定個人情報データ標準レイアウト(事務手続対応版)」を参照すること。	N-31-01			○	業務機能要件	○				○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成	
63	15	2	提供用情報の管理 (提供用情報の管理 (年金給付))	(変更前の要件なし)	システムは、年金給付記録を受領した際、受領した情報に基づいて、副本に異動を反映できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①年金給付システムより、年金給付記録に係る外部機関への提供用情報の前月からの差分を、月次の一括処理で回線またはLTOにより受領する。 ②データ型、コード値、文字コード及びデータ体系の変換を行った上で、中間サーバーへ年金給付記録の副本として格納する。(月次の夜間バッチ処理にて、格納する。また、データの変換については、「技術資料16 地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発作業の請負の成果物一式(平成27年3月時点版)」の外部インタフェース仕様書を参照すること。 ※なお、平成29年1月先行稼働で情報提供する外部機関は厚生労働省労働基準局のみとする。 ※中間サーバーへの提供項目については、「技術資料 18 特定個人情報データ標準レイアウト(事務手続対応版)」を参照すること。	N-31-01			○	業務機能要件	○					○	○	・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成

別紙2-1 機能要件一覧

No.	項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	関連業務流れ図	稼働時期		想定情報					
				変更前	変更後			H29.1	H29.7	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
											業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
64	15	3	提供用情報の管理(提供用情報の管理(その他のシステム))	(変更前の要件なし)	・システムは、スタンドアロンシステムで管理している情報(特別障害給付金、老齢福祉年金の給付記録)を受領した際、受領した情報に基づいて、副本に異動を反映できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①スタンドアロンシステムより、特別障害給付金、老齢福祉年金の給付記録に係る外部機関への提供用情報を特別障害給付金は2ヶ月おき、老齢福祉年金は4ヶ月おきで媒体により受領する。 ②データ型、コード値、文字コード及びデータ体系の変換を行った上で、中間サーバーへ特別障害給付金、老齢福祉年金の給付記録の副本として格納する。(特別障害給付金は2ヶ月おき、老齢福祉年金は4ヶ月おきの夜間バッチ処理にて、格納する。また、データの変換については、「技術資料16 地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発作業の請負の成果物一式(平成27年3月時点版)」の外部インタフェース仕様書を参照すること。 ※中間サーバーへの提供項目については、「技術資料18 特定個人情報データ標準レイアウト(事務手続対応版)」を参照すること。	N-32-01		○	業務機能要件	○			・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
65	15	4	提供用情報の管理(中間サーバーの情報保有及び抽出方法)	(変更前の要件なし)	・システムは、情報提供等記録表示に紐付く情報提供ネットワークを通じた自己情報表示対応の要求に回答する際、副本に基づいて、7年度分の情報を回答できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①中間サーバーに格納したデータは、情報提供等記録表示に紐付く情報提供ネットワークを通じた自己情報表示対応の要求に回答するため、「7年度分」を経過するまでの間保有し閲覧を可能とする。 なお、当該閲覧方法は、情報セキュリティ及びTCOを踏まえた方法により実現すること。	N-31-01		○	業務機能要件	○			・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
66	15	5	提供用情報の管理(中間サーバーの情報更新頻度)	(変更前の要件なし)	・システムは、被保険者記録及び年金給付記録について、情報を抽出し、中間サーバーに副本を格納できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①被保険者記録については、収納支援システムの処理終了後日次で、年金給付記録については、毎月の年金給付システムの年金の支払いに向けた諸変更処理が終了した時点で、各システムが情報を抽出し、項番15-1「提供用情報の管理(提供用情報の管理(記録管理、基礎年金管理))」、項番15-2「提供用情報の管理(提供用情報の管理(年金給付))」、項番15-3「提供用情報の管理(提供用情報の管理(その他のシステム))」の処理を行い、中間サーバーに副本を格納する。(日次の夜間バッチ処理にて、格納する。また、データの変換については、「技術資料16 地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発作業の請負の成果物一式(平成27年3月時点版)」の外部インタフェース仕様書を参照すること。)	N-31-01		○	業務機能要件	○			・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
67	15	6	提供用情報の管理(中間サーバーの情報更新日の管理)	(変更前の要件なし)	・システムは、中間サーバーへ格納した副本の格納年月日を保有できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①中間サーバーには、中間サーバーへ格納した副本の格納年月日を保有する。(届書などに基づき情報の正本が更新された日付は、原則として中間サーバーに保有しない)	N-31-01		○	業務機能要件	○			・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
68	16	1	外部機関からの照会対応(外部機関からの照会対応)	(変更前の要件なし)	・システムは、情報提供ネットワークシステムを通じた外部機関からの照会を受けた際、照会内容に基づいて、即時に被保険者記録又は年金給付記録の副本を参照して回答できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関からの情報取得依頼を受け付ける。 ②中間サーバーに副本として格納されている被保険者記録、年金給付記録又は特別障害給付金、老齢福祉年金の給付記録を返却する。 ※なお、平成29年1月先行稼働で情報提供する外部機関は厚生労働省労働基準局のみとする。	N-31-01		○	業務機能要件	○			・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
69	16	2	外部機関からの照会対応(対象日付情報の返却)	(変更前の要件なし)	・システムは、情報提供ネットワークシステムを通じた外部機関からの照会を受けた際、照会内容に基づいて、被保険者記録、年金受給記録又は特別障害給付金、老齢福祉年金の給付記録の副本を参照し、外部機関から指定された日付(または期間)に含まれる情報を返却できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関から指定された日付(または期間)に含まれる情報の取得依頼を受け付ける。 ②中間サーバーに副本として格納されている被保険者記録、年金給付記録又は特別障害給付金、老齢福祉年金の給付記録の各データを外部機関から指定された日付(または期間)に含まれる情報を返却する。 ③日付を指定された際にデータがない場合は、指定された日付以前でデータを持つ直近の日付の情報を返却する。	N-31-01		○	業務機能要件	○			・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
70	16	3	外部機関からの照会対応(中間サーバー、情報提供ネットワークシステムにおけるエラー及び異常時の対応)	(変更前の要件なし)	・システムは、年金業務システムの中間サーバーが自動応答できない際、情報提供依頼元の機関へ自動応答できない理由に基づいて、エラーコードを通知できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関からの情報取得依頼を受け付ける。 ②年金業務システムの中間サーバーが自動応答できない際は、情報提供依頼元の機関へ自動応答できない理由に基づいてエラーコードを通知する。 <自動応答できない場合> ・符号の発行履歴がない ・副本が登録されていない ・自動応答不可フラグが設定されている ・メンテナンス中 ③年金業務システムの中間サーバーがオンライン停止(副本登録時、バックアップ時、アプリ保守時、障害対応時)中の場合は、情報提供依頼元の機関に対して、副本登録中、バックアップ中、アプリ保守時、障害対応時であるとエラー応答する。 ④年金業務システムの中間サーバーと情報提供ネットワークシステム間の回線の問題により通信できない(回線に異常が発生している、回線が混雑している時)場合は、情報提供依頼元の機関に対して、情報提供ネットワークシステムから状況が通知される。	N-31-01		○	業務機能要件	○			・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
71	17	1	自己情報表示機能への対応(自己情報表示機能への対応)	(変更前の要件なし)	・システムは、マイ・ポータルでの自己情報表示機能からの照会があった際、照会内容に基づいて、即時に被保険者記録又は年金給付記録の副本を参照して回答できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①情報提供ネットワークシステムを通じてマイ・ポータルからの情報取得依頼を受け付ける。 ②中間サーバーに副本として格納されている被保険者記録、年金給付記録又は特別障害給付金、老齢福祉年金の給付記録を返却する。	N-31-01		○	業務機能要件	○			・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
72	17	2	お知らせ情報表示機能への対応(表示用情報の送信)	(変更前の要件なし)	・システムは、マイ・ポータルにお知らせ情報を送信する際、現行システム及び基礎年金番号管理システムまたは年金給付システムからの情報に基づいて、お知らせ情報を送信できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①お知らせを送信する対象者が、マイ・ポータルにおいて利用者フォルダを開設しているのか情報提供ネットワークシステムを通じて照会する。 ②利用者フォルダを開設している者に対して、情報提供ネットワークシステムを通じて、年金制度に関するお知らせ等の表示用情報をマイ・ポータルに送信する。	N-31-01		○	業務機能要件	○			・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成

別紙2-1 機能要件一覧

No.	項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	関連業務流れ図	稼働時期		想定情報					
				変更前	変更後			H29.1	H29.7	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
											業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
73	17	3	情報提供等記録表示機能への対応(情報提供等記録表示機能への対応)	(変更前の要件なし)	・システムは、マイ・ポータルの情報提供等記録表示機能の利用者からの照会があった際、照会内容に基づいて、情報提供が行われた被保険者記録又は年金受給記録の提供ができること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①情報提供ネットワークシステムを通じて、マイ・ポータルの情報提供等記録表示機能を利用した者からの情報提供依頼を受け付ける。 ②自己情報表示機能により情報提供が行われた被保険者記録又は年金受給記録の情報提供を行う。 ③提供する記録は、情報提供より7年度を経過するまでの間とする。	N-31-01	○		業務機能要件	○			・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
74	18	1	情報提供記録の管理(情報提供記録の管理)	(変更前の要件なし)	・システムは、情報照会及び情報提供をする際、利用事蹟に基づいて、情報提供ネットワークを利用した情報を保持できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①情報提供ネットワークを利用した情報照会及び情報提供の利用事蹟を取得・管理する。	N-31-01	○		業務機能要件	○			・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
75	18	2	情報提供記録の開示(情報提供記録の開示)	(変更前の要件なし)	・機構職員は、本人又は代理人からの情報開示請求があった際、請求内容に基づいて、情報提供ネットワークを利用した情報を参照し、開示できること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①情報照会・提供記録照会画面からの操作により、情報提供ネットワークを利用した情報照会及び情報提供の利用事蹟を抽出し、画面に表示する。	N-34-01 N-35-01	○		業務機能要件	○			・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成
76	19	1	基本情報の管理(文字コードの変換及び住所関連情報の生成)	(変更前の要件なし)	年金業務システムは、基本情報を管理する際、情報システム機構より受領した住民票基本情報に基づいて、カナ住所生成、郵便番号生成、文字コード変換、外字変換ができること。 なお、各生成及び変換機能は、既存システムの仕様を確認し、同等以上の性能を確保すること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①住基ネット(J-LIS)と連携接続するため、現行システム上の住基即時一括システム(三鷹)と住基システム(高井戸)の各住基サーバの機能を統合し、住基接続システムとして新たな住基サーバを構築すること。 ②個人番号管理サブシステム(1次稼働)で設計開発された現行の住基接続サーバを活用している以下の機能について、機能配置の見直しを行うこと。 ・住民票基本情報の即時照会 ・個人番号紐付情報登録	審査現B 審査現C 審査現E 審査新A 審査新B 審査新E N-05-01 N-06-01 N-07-01 N-08-01 N-09-01 N-10-01 N-11-01 N-12-01 N-13-01 N-14-01 N-15-01 N-16-01 N-17-01 N-18-01 N-19-01 N-20-01 N-21-01	○		システム機能要件	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成	
77	19	2	基本情報の管理(文字コードの変換及び住所関連情報の生成)	(変更前の要件なし)	年金業務システムは、基本情報を管理する際、情報システム機構より受領した住民票基本情報に基づいて、カナ住所生成、郵便番号生成、文字コード変換、外字変換ができること。 なお、各生成及び変換機能は、既存システムの仕様を確認し、同等以上の性能を確保すること。	個人番号管理サブシステムは、以下の処理を実現できること。 ①現行システム上の住基即時一括システム(三鷹)と住基システム(高井戸)で行っている以下の機能を新たなサーバに移行すること。なお、各生成及び変換機能は、既存システムの仕様を確認し、同等以上の性能を確保すること。 ・カナ住所生成 住基ネット(J-LIS)から取得した住所情報を基に、カナ住所を生成できること。 ・郵便番号生成 住基ネット(J-LIS)から取得した住所情報を基に、郵便番号を生成できること。 ・文字コード変換 住基ネット(J-LIS)から取得した住民票基本情報について、文字コードを住基文字コードからSJISに変換できること。なお、1対1で変換できない文字については、SJISの該当する文字に置き換えられること。 ・外字変換 住基ネット(J-LIS)から取得した住民票基本情報について、外字が使用されていた場合、SJISの該当する文字に置き換えられること。	審査現B 審査現C 審査現E 審査新A 審査新B 審査新E N-05-01 N-06-01 N-07-01 N-08-01 N-09-01 N-10-01 N-11-01 N-12-01 N-13-01 N-14-01 N-15-01 N-16-01 N-17-01 N-18-01 N-19-01 N-20-01 N-21-01	○		システム機能要件	○		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件別紙 新規作成	新規作成	